販路開拓をお考えの小規模事業者の皆様へ!!

中小企業庁　平成27年度補正予算事業

小規模事業者持続化補助金

- **経営計画に基づいて**実施する**販路開拓**等の取り組みに対し、**50万円**を上限に補助金（補助率：2／3）が出ます
  - 雇用の増加を伴う取り組み、または買い物弱者対策に取り組む事業者、あるいは海外展開に取り組む事業者については100万円が上限になります。
  - 複数の事業者が共同して申請することもできます。複数の事業者が連携する場合には、上限は100万円～500万円です。＊連携小規模事業者数によります。
- 経営計画の作成や新たな販路開拓の際、**商工会議所のアドバイス等**を受ける事ができます。

《対象となる取り組みの例》

①広告宣伝
- 新たな顧客層の取り込みを狙い、チラシを作成・配布

②集客力を高めるための店舗改装
- 幅広い年代層の集客を図るための店舗のユニバーサルデザイン化

③商談会・展示会への出展
- 新たな販路を求め、国内外の展示会へ出展

④商品パッケージや包装紙・ラッピングの変更
- 新たな市場を狙って商品パッケージのデザインを一新

【提出書類様式4発行先】

亀山商工会議所 中小企業相談所（提出様式4：事業支援計画書発行依頼先）

電話：0595-82-1331［8:30～12:00、13:00～17:00（土日祝日、年末年始除く）］

【お問合わせ先・申請先】

日本商工会議所 小規模事業者持続化補助金 事務局（申請書類提出先）

〒151-0051　東京都渋谷区千駄ヶ谷３－１１－８

電話：０３－６４５９－２００４［9:30～12:00、13:00～17:30（土日祝日、年末年始除く）］

URL：http://www.jizokukahojokin.info

【概　要】

※詳細は特設ウェブサイトに掲載する公募要領等をご確認ください。

◆補助対象者

小規模事業者[商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成5年法律第51号）第2条を準用]

卸売業・小売業	常時使用する従業員の数　5人以下
サービス業（宿泊業・娯楽業以外）	常時使用する従業員の数　5人以下
サービス業のうち宿泊業・娯楽業	常時使用する従業員の数　20人以下
製造業その他	常時使用する従業員の数　20人以下

◆対象となる事業

・経営計画に基づき、商工会議所の支援を受けながら実施する販路開拓等のための事業

◆補助対象経費

機械装置等費、広報費、展示会等出展費、旅費、開発費、資料購入費、雑役務費、借料、専門家謝金、専門家旅費、車両購入費（買い物弱者対策事業の場合に限ります）、委託費、外注費

◆補助率・補助額

・補助率　補助対象経費の2/3以内

・補助額　上限50万円（雇用の増加を伴う取り組み、または買い物弱者対策に取り組む事業者、あるいは海外展開に取り組む事業者は上限100万円）

＊複数の事業者が連携する場合には、上限は100万円～500万円です。

◆申請から補助金受領までの手続

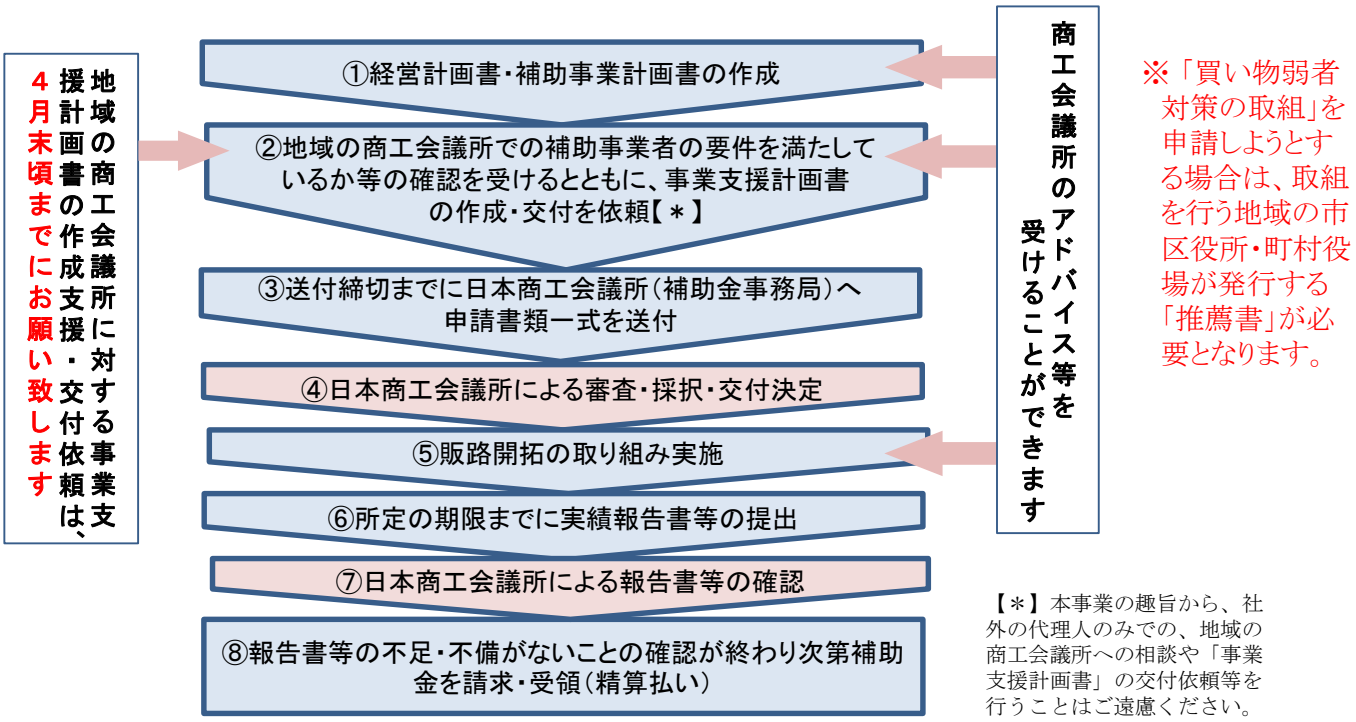

※「買い物弱者対策の取組」を申請しようとする場合は、取組を行う地域の市区役所・町村役場が発行する「推薦書」が必要となります。

【＊】本事業の趣旨から、社外の代理人のみでの、地域の商工会議所への相談や「事業支援計画書」の交付依頼等を行うことはご遠慮ください。

◆手続きの期限等

	平成27年度補正予算・公募
１．申請受付開始	２月２６日（金）
２．日本商工会議所（補助金事務局）への申請書類一式の送付締切（上記③）	５月１３日（金） 【最終日当日消印有効】
３．採択結果公表	７月上旬予定
４．補助事業の実施期限	交付決定通知受領後から １１月３０日（水）まで